

## 福知山市広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、福知山市有料広告掲載要綱第3条第3項に規定する基準について必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

### (広告に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

### (掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載を行わない。

#### (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- エ 社会的に不適切なもの
- オ 国内世論が大きく分かれているもの
- カ 他人を誹謗、中傷又は排斥するもの
- キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

#### (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例 「世界一」 「一番安い」 「当社だけ」 等
- イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現  
例 「今が最後のチャンス」 等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの

- キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
  - ウ 残虐な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせ�性を連想、想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- 2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるものは、広告掲載を行わない。

(表示基準)

第5条 広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- 例 「広告」等
- (2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について、注意を要すること。
- ア 割引価格
    - 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。  
例 「メーカー希望小売価格の30%引き」等
    - イ 比較広告
      - 主張する内容が客観的に実証されていること。（根拠となる資料が必要）
    - ウ 無料で参加、体験できるもの
      - 費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。
  - エ 肖像権、著作権
    - 無断使用がないか確認すること。

(ホームページに関する基準)

第6条 本市のホームページへの広告掲載に関しては、ホームページに関する広告だけで

なく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、福知山市有料広告掲載要綱及びこの基準、その他本市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は、本市のホームページには掲載しない。

(業種ごとの基準)

第7条 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。このとき、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、直接、関係法令等を所管する課又は機関に相談するものとする。

(1) 人材募集広告

- ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋が行われる疑いがないこと。
- ウ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めが行われる疑いがないこと。

(2) 語学教室等

- ア 習得の容易さや授業料、受講料の安価さを強調する表現でないこと。

例 「1か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾、予備校、専門学校等

- ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。（確実な証拠資料が必要）

- イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確でないこと。

(4) 資格講座

- ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。

- イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めが行われる疑いがないこと。

- エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される疑いがないこと。

(5) 病院、診療所及び助産所

- ア 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規

制等の関連規定に反しないこと。ただし、バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、この限りでない。

- (6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）  
ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項であること。  
イ 施術者の技能、施術方法又は経験に関する事項でないこと。  
ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）でないこと。
- (7) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等  
ア サービス全般（老人保健施設を除く）  
(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。  
(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。  
(ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示でないこと。  
イ 有料老人ホーム（アに規定するものを除く。）  
(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。  
(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。  
(ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」に抵触しないこと。  
ウ 有料老人ホーム等の紹介業  
(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。  
(イ) その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示でないこと。
- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）  
ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。  
イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
- (9) 健康食品、保健機能食品及び特別用途食品  
ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第66条から第

68条及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

- イ 健康食品については、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示していないこと。
- ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(10) 弁護士、公認会計士、税理士等

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼業者名を表示しないこと。

(11) 旅行業

- ア 登録番号、所在地、補償内容を明記すること。
- イ 不当表示に注意すること。

例 白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にない場所の写真等の掲載等

- ウ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(12) 通信販売業

- ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載すること。
- イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び同法第12条並びに同法施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から11条の規定に反しないこと。

(13) 雑誌、週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ウ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- エ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- オ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないこと。
- カ 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(14) 結婚相談所及び交際紹介業

- ア 業界団体に加盟していること。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とすること。

(15) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持つ組織

- ア 揭載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。
- イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しないこと。

(16) 募金等

- ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第73条に定める社会福祉事業のための寄附金募集に限ること。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示すること。

(17) 質屋、チケット等再販売業

- ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。

例 「○○のバッグ 50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等

- イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(18) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。

また、「当社の○○は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示すること。

(19) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従うこと。

- エ 契約を急がせる表示は掲載しないこと。

例 「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等

(20) 古物商、リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業については、次の事項に留意すること。

（ア） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に定める一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示をさせないこと。

例 「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等

(21) ダイヤルサービス

- ア ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断すること。

(22) ウィークリーマンション等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(23) 映画、興行等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。

エ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。

オ ショッキングなデザインは使用しないこと。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示させること。

(24) 金融商品

ア 投資信託等

(ア) 将来の利益が確実又は保証されているような表現がないこと。また利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。

(イ) 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引等

(ア) 所管省庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。

(イ) 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。

(ウ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

ウ その他金融商品

(ア) 当該金融商品の内容に応じ、本号ア及びイの規定を準用すること。

(25) 墓地等

ア 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する許可を受けており、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(26) 宝石販売業

ア 虚偽の表現に注意すること。

(27) 酒類製造販売業

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例 「飲酒は20歳を過ぎてから」等

(28) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

ア 福知山市有料広告掲載要綱第3条第2項で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告については、この基準に定められた規制の範囲内であること。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月4日から施行する。